## 差別をなくす強調月間に伴う

## 「特設人権相談所」を開設します

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなくすべての人権が尊重され、人々 がお互いに人権を守ることによって明るい社会を築かなければなりません。毎日の暮らしの中で起こるさまざま な人権問題を解決するため、人権擁護委員が相談に応じます。この機会に、都合の良い会場で、気軽に相談して ください。

■日時 7月11日(水)午前10時~午後3時

■場所 野原公民館(野原西3丁目4-3 ☎23·2961)

宇智公民館(今井3丁目3-48 ☎22・9673)

田園公民館(田園4丁目14-3 ☎23·1511)

西吉野宗桧公民館(西吉野町城戸27 ☎33・0425)

大塔支所2階研修室(大塔町辻堂41 ☎36・0311)

※大塔支所2階研修室での相談時間については午後1時~3時

■問合先 人権施策課 ④(内線286)

## 差別をなくす強調月間 標語作品集

7月の差別をなくす強調月間に伴い人権啓発標語を募集したところ、1,619件の応募がありました。今 回はその作品の一部を紹介します。

☆ ありがとう 心が安らぐ この言葉

☆ 「ありがとう。」何度聞いても、うれしいな

☆ さあ行こう 笑いのたえない 学校へ

☆ 差別の目 なくして育つ 新たな芽

☆ みんなの笑顔で 未来が変わる。

☆ 心の絵 色を塗るのは 私達

大塔中学校 1年 波夛 ひとみ さん

中谷 友里恵 さん 西吉野中学校 2年 五條中学校 2年 坂本 香織 さん

五條西中学校 3年 谷端 満里奈 さん

野原中学校 3年 東久保 侑花 さん

智辯学園中学校 3年 足立 庸介 さん

## 毎年6月23日から6月29日までの一週間は 男女共同参画週間です

男女共同参画週間とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりな く、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日法律第78号)の目的および基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度 から設けています。

